

成田市意思疎通支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等その他の日常生活を営むのに支障がある障がい者等（以下「聴覚障がい者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者（地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の4（2）アに規定する「手話通訳者」又は同イに規定する「要約筆記者」をいう。以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑な意思疎通を図ることにより、聴覚障がい者等の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(事業の内容等)

第2条 前条に規定する目的を達成するため、市は、成田市意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 手話通訳者の派遣に関する業務
- (2) 要約筆記者の派遣に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、成田市とする。

(事業の委託及び監督等)

第4条 市長は、第2条に規定する業務を市長が適当と認める法人（以下「受託者」という。）に全部又は一部を委託することができる。

- 2 市長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な実施を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。
- 3 受託者は、前項に規定する市長の監督を受け、市長から業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(派遣の対象者等)

第5条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、市内に居住する聴覚障がい者等とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、他の市区町村長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該依頼があった市区町村の聴覚障がい者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、市内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする市外に居住する聴覚障がい者等がいるときは、当該聴覚障がい者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができる。

(派遣の内容等)

第6条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障がい者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次に掲げる事項は除くものとする。

- (1) 市長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容
- (2) 市長が、公共の福祉に反すると認める内容

(派遣の区域)

第7条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、千葉県内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、意思疎通支援者の派遣が必要であると認めるときは、意思疎通支援者を千葉県外に派遣することができる。ただし、市長は、当該派遣先の市区町村が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、当該市区町村の協力を得て、当該市区町村の登録手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができる。

(意思疎通支援者の設置)

第8条 市長は、意思疎通支援者を障がい者福祉担当課に設置するものとする（以下「設置支援者」という。）。

- 2 設置支援者は、第2条に規定する各業務の連絡調整を行うものとする。
- 3 設置支援者による意思疎通支援の対象となる時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、次に掲げる日を除くものとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、意思疎通支援の対象となる時間を変更することができる。

(意思疎通支援者証)

第9条 市長は、設置支援者に成田市意思疎通支援者証（別記様式第1号。以下「意思疎通支援者証」という。）を交付するものとする。

- 2 設置支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務（以下「意思疎通支援業務」という。）を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。
- 3 設置支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに成田市意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（別記様式第2号）を、市長に提出しなければならない。
- 4 設置支援者は、意思疎通支援者証の記載事項に変更があるときは、速やかに成田市意思疎通支援者証記載事項変更届（別記様式第3号）を、市長に提出しなければならない。
- 5 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市長に返納しなければならない。

(意思疎通支援者の責務)

第10条 設置支援者は、意思疎通支援業務を実施するに当たって、次に掲げる事項を遵守

しなければならない。

- (1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
 - (2) 手話通訳その他意思疎通支援の技術及び聴覚障がい等に関する知識の向上に努めること。
- 2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

(派遣の申請者)

第11条 意思疎通支援者の派遣を受けることができるもの（以下「申請者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 第5条に規定する聴覚障がい者等（以下この項において同じ。）及びその者の家族等
- (2) 聴覚障がい者等で構成する団体
- (3) 聴覚障がい者等に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人若しくは団体
- (4) 不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、聴覚障がい者等が参加することが見込まれる公共機関及び団体等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(派遣の申請)

第12条 意思疎通支援者の派遣を受けようとするものは、あらかじめ、手話通訳・要約筆記通訳派遣申請書（別記様式第4号。以下「派遣申請書」という。）により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(派遣の決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により派遣を決定した場合は、速やかにその内容を、当該申請をした者に通知するものとする。

(申請者の費用負担)

第14条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則として無料とする。

(派遣の停止等)

第15条 市長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

(報告)

第16条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに業務内容を市長に報告

しなければならない。

(意思疎通支援者の技術及び知識の向上)

第17条 市長は、設置支援者の技術及び知識の向上を図るため、都道府県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

(頸肩腕障がい等に関する健康診断)

第18条 市長は、設置支援者の健康保持に関し、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障がい又はメンタルストレスに起因する疾患等の健康障がいを予防し、もって事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、健康診断の受診について配慮するものとする。

(運営委員会)

第19条 市長は、成田市意思疎通支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、事業の効率的な運営及び推進を図るものとする。

2 運営委員会は、次に掲げる者によって構成するものとする。

- (1) 聴覚障がい者団体から選出された者又は聴覚障がい者等
- (2) 意思疎通支援者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

（表）

<p>第 号</p> <p>成田市意思疎通支援者証</p> <p>（手話通訳者）</p>	
<p>氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">（ 年 月 日生）</p> <p>上記の者は成田市意思疎通支援者 であることを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>成田市長</p>	<p>写 真</p>

（裏）

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1. この証明書は、意思疎通支援者の身分を明確にするため常に携帯しなければならない。2. この証明書は、関係人の請求があったときは速やかに呈示しなければならない。3. この証明書を他人に貸与又は譲渡してはならない。4. 退職等により不要となった場合は、直ちに返納しなければならない。5. 記載事項に変更を生じた場合は、直ちに書換えの手続きをとらなければならない。

様式第2号（第9条関係）

成田市意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書

年 月 日

（あて先）成田市長

氏名



先に交付された成田市意思疎通支援者証について、紛失等したので届け出ます。
なお、意思疎通支援者証の再交付を申請します。

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	() -
紛 失 等 の 別	紛 失 ・ 盗 難 ・ 毀 損
発 生 日 時	年 月 日 時 分
発 生 時 の 状 況	
備 考	

様式第3号（第9条関係）

成田市意思疎通支援者証記載事項変更届

年 月 日

（あて先）成田市長

氏名



成田市意思疎通支援者証記載事項について、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

変 更 理 由		
変 更 年 月 日		
変 更 事 項	変更前	変更後

手話通訳・要約筆記通訳派遣申請書

平成 年 月 日

（あて先）成田市長

下記のとおり、手話通訳／要約筆記通訳者の派遣を申請します。

申請者	住所	成田市
	氏名	
	FAX/ 電子メール	
通訳の種類		手話通訳 要約筆記 パソコン要約筆記 （希望する通訳に○をつける）
日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	
場所	住所 名称	電話番号
通訳の内容		
待ち 合わせ	時刻	午前・午後 時 分
	場所	
その他		

障がい者福祉課 FAX 24-2367 へ送信してください。
メール shofuku@city.narita.chiba.jp

.....

（以下は、障がい者福祉課で記入します。）

平成 年 月 日

様

上記の通訳派遣申請について、以下のようになりましたのでお知らせします。

なお、内容に変更が生じた場合は、早急にご連絡ください。

通訳者	を派遣しますので、宜しく申し上げます。
-----	---------------------